

第四十三回 参議院法務委員会會議録第二十一号

昭和三十八年六月二十日(木曜日)
午前十一時五分開会

委員の異動

六月二十日

辞任

藤原 道子君

補欠選任

加瀬 完君

出席者は左の通り。

委員長

鳥島徳次郎君

理事

後藤 義隆君

松野 孝一君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

委員

大谷 實雄君

杉浦 武雄君

鈴木 万平君

田中 啓一君

坪山 徳弥君

加瀬 完君

大和 与一君

山高しげり君

岩間 正男君

政府委員

法務政務次官

法務省刑事局長

事務局側

常任委員

会専門員

説明員

法務省刑事局長

局参事官

本日の会議に付した案件

○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(千葉工業大学に関連する告訴告発事件に関する件)

○委員長(鳥島徳次郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案を議題といたします。

質疑を行ないます。稲葉君から質疑の要求がありましたので、発言を許します。

○稲葉誠一君 この第三者没収の法案でまず問題となるのは、没収の法律的な定義が問題となると、こう思うのですが、これはどういうふうな正確に解したらいいのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 第三者没収の定義でございますか。

○稲葉誠一君 いやいや、没収の定義は、現行刑法のもとで十九条に規定してあるものでございまして、これは被告人に対する附加刑ということで規定されておりますので、現行法上におきましては、これを刑罰という理解をせざるを得ないのでございまして。

○稲葉誠一君 そういふ意味ではなくて、もう少しほかの角度から没収の定義を規定づけることができるわけじゃないですか。たとえば、一体何をどこへ移すというか何を移すのですか。

○政府委員(竹内壽平君) わかりました。説明員(日井滋夫君) 没収を定義づけますならば、没収とは、一定の犯罪行為が行なわれたことを原因としたとして、当該犯罪行為に関係ある一定の物件、たとえば、犯罪の用に供せられた供用物件、犯罪行為を構成した犯罪行為の組成物件、犯罪行為から生じた犯罪行為の産出物件、犯罪行為によつて取得されたいわゆる犯罪行為の産出物件、これらの物件を刑事裁判において国庫に強制的に取得する言ひ渡しをする処分、これを包括して没収と定義することができると存じます。

○稲葉誠一君 私の質問は、そういう点ももちろん重要なんですが、没収というものは、所有権を移すのを没収というふうには考えるのか。ことに第三者没収の場合では、所有権は第三者が持っているわけですね。被告人は所有権を持っておりませんが、占有権は被告人にあるいは利益権を持っています。被告に對する関係で占有権その他の権利を国庫に帰属せしめること、これは一体没収という概念に入ると考えるのですか。これはどういうふうな考えでおるのですか。そこをお聞きするわけ

です。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの御質問の点につきましては、没収の効果といつたしまして、その物の上にある所有権が国庫に帰属するのでございまして、そのまた反面の効果といつたしましても、占有権も国庫に帰属する、こういうふうな私どもは理解しておる次第でございます。

○稲葉誠一君 所有権が帰属するのは間違いないけれども、第三者没収の場合に、その反面の効果として占有権が帰属するという考え方をとるとすれば、被告人に對する関係では占有権、第三者に對する関係では所有権、こういうことになるわけですか。これは最高裁の判例の中でもこの問題に對する考え方は相当分かれていたのじゃないですか。たとえば山田作之助判事の考え方によれば、元來没収なり刑なりは被告人に對するものでなく、ちやならぬはずなんだ、それは刑法の原則であり訴訟法の原則なわけなんだ、第三者に刑が及ぶというのは理論的におかしいじゃないか、だから没収そのものはやはり被告人に對する占有権の剝奪というものが没収の法律的效果じゃないか。こういうふうな考え方のほうが理論的に筋が通っているのだと私は思うのですが、それはどうなんですか。どういふ考え方のもとに法務省は立案しておるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま御指摘のような議論も存じますことはよくわかつておりますが、判例もその効

果が第三者に及んで参ります。つまり第三者の所有権が失われるという結果になりますので、それでその手続を経ないで没収しますことが憲法二十九条にも違反する結果になるといふふうな、まあ私の前申し上げましたような理解をいたしておるわけでございます。して、判例も私どもと同じ理解に立っておるというふうな思ひでございます。もちろん少数意見にはたゞいま御指摘のような考え方もありまして、それから学説の中にもそういう考え方を持っておられる學者もある、こういうことは承知いたしております。

○稲葉誠一君 没収について前に刑事局長の答弁は、附加刑的なものと保安処分的なものというか、あるいは両方の性格が日本の刑法の没収の規定の中にはあるということを言われておつたように思ひますね。そこで、ちやんと私よくわからないのですが、保安処分というのはどういうことを言うわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 第三者の所有物までも没収するということは、これはまあ例外でございまして、その例外をあえてしなければならぬというものは、その必要性は保安処分的なものである、こういう意味で申し上げておるわけでございます。したがって、第三者没収という制度の性格は、その必要性というふうなものは刑事政策的に考えまして保安処分的な性格を多分に持ったものであつて、被告人に對する刑罰という考え方は誤明がしにくい場

合がある。元來、没収というものはそういう二つの性格を持つておるといふことが、今日學者によつて解明されておる考え方でございます。まあ日本の現行法のもとでは附加刑として処罰をささ

上において没収の範囲を厳格にすると
か、あるいは補償の問題を規定する
とか、いろいろ考え方があると思いま
すが、そこはどういうふうになってく
のでしょうか。

れますので、その形から見ますと、被告に對する刑罰ということとしか理解できないわけでございますが、その本質を掘り下げてみると、なお形式的にはそうでありまうけれども、実質をよく見ますと、被告人の物を没収する場合にはいかにも刑罰としての附加刑として理解できますが、第三者の物を没収するという場合には、被告に對する刑罰だという形式的な法令のあり方はともかくとして、本質はやはり保安処分という考え方に立つてそれが没収されなければならぬという必要性を理解する、こういうことになるわけであ

○政府委員(竹内壽平君) それは、仰せのとおり、解釈を嚴重といいますが、これは立法的に解決をすべき問題であると思います。たとえば悪意のものだけに限定するか、悪意からさらに一步出て知らざりしことについて重大な過失があったというようなことでなければならぬといったようなしほりがかかるのは当然だと思います。それからまたさらに、補償の制度を考えて補償もする。この両々相まって一方の保安処分目的も果たす、これが憲法二十九条を合理的に解釈した考え方であろうと思います。

ります。現行法のもとにおきましても、形式はもう附加刑でございますから異論はないのでございますが、その本質を理解する理解の仕方としては二つのことが考えられるということを申し上げ、かつ、準備草案におきましては、その二つの性質を別々の規定で表わしておるといふことも附加して申し上げた記憶がございます。

○稲葉誠一君　今の点は重要な点で、これは私も今この法案の内容についてその点から関連してより研究しているところなんです。ということは、この法案を審議して、かりに可決した。しかし、この法案の運用いかによってまた憲法論議をすべき問題が出てきたのでは、国会としてわれわれの責任が大いいわけですから、その問題は私は

○稲葉誠一君　そうすると、保安処分的な性格が強いとなれば、それは第三者没収をきめる上においていわば嚴格に解釈をしなければならぬというところがそこから出てくるわけですか、どうなんでしょうか。刑罰としてでなく權利を侵害する要素が非帯に多くなっているわけですから、それだけ憲法二十九条に関連をし違反となるような懸念というものが相当問題として起きるような可能性がある。だから、解釈の

もっと深く掘り下げて研究したいと思つて、別な機会というか、もう少し別にその点をしばつて質問したい、こういうふうに思うわけです。

そこで、今の問題の中に出てくる関税法の規定では、いわゆる無差別没収ということとを、これは旧関税法ですか、新関税法ですか、ちよつと忘れましたが、旧関税法の八十七条ですか、片方は百十何条でしたかに無差別没収というものを規定しているようにも考え

られるのですが、最高裁の判例は分けましたけれども、無差別没収というのはどういう考え方ですか。法律的にはどういふふうに説明すべきですか。

○政府委員（竹内壽平君）無差別没収

という言葉があるわけでございますが、これは、所有者の主観的な事情いかんにかかわらず何でもかんでも被告人以外のものを没収できるといふ意味において無差別という言葉を使っているのじゃございませんで、その意味は、所有關係が被告人以外のものであつても没収し得る。所有權が被告人のものであらうと被告人以外のものであらうとつまりいわゆる第三者没収ができるという意味の第三者没収を主として無差別没収、こういうふうに言つておるので、事情を知つておつたか知つていなかったといふところまで

突つ込んで、事情を知らなくても没収できるという意味において無差別というふうな用語の使い方ではないというふうに思っております。

○稲葉誠一君　そうすると、いわゆる悪意ですね、最高裁の判例では、悪意の場合に限るというふうに関税法でなっていたわけですが、その関税法の条文そのものからはそういうことは出

てこないのじゃないですか。

○説明員(日井滋夫君) 御指摘の判例は、昭和三十二年十一月二十七日の最高裁大法廷の判例をおっしゃっていらつしやると思うのでありますが、この判例は、旧關稅法すなわち昭和十九年まで施行されておりました關稅法の八十三条についての判例でございますが、この沒收規定の要件は、犯人の所有または占有に属する船舶または密輸貨物を沒收するというところでござい

まして、所有者であるところの第三者の主観的要件である善意悪意とか、あるいは過失の有無というようなことについて明文の規定はございませんけれ

ども、この最高裁の大法廷判決は、そ

の文理解釈は一見広く解されるようであるけれども、憲法二十九条との関係で、実質的に見れば第三者が事前に悪意であつたという場合に限りて没収できるのである、そう解釈しなければ憲法二十九条との関係でこの合憲性が確保できないと、こういう趣旨の判断をいたしたわけでございます。御指摘のとおり、文理解釈よりも実質解釈を狭く判断いたしました上で憲法二十九条との関係で合憲であると、かように判断したわけでございます。

○稻葉誠一君　そうすると、悪意、それから悪意というか、とはどういうふう

うに区別して用いているわけですか。

○説明員(日井滋夫君) この最高裁判決で言っております悪意というのは、第三者がたとえは密輸犯人に船を貸します場合に、当該相手方がその船を密輸に供するであろうという情を知っていたと、そういう意味で悪意と言っております。

○稻葉誠一君 よく刑法などで書意と

いう言葉を使いませんか。マリスというのは害意というんじゃないですか。悪意というだけの意味ですか。

○政府委員（竹内壽平君） これはいろいろ概念内容が条文によって多少違うところがあるかと思いますが、今問題の判例をちょっと出しましたので、さらに敷衍して御説明を申し上げますと、こういうふうに三十二年の判例では申しております。「犯人以外の第三者の所有に属する貨物または船舶で

も、それが犯人の占有に係るものであるれば、右所有者の善意、悪意に係るものではなく、すべて無条件に没収すべき旨を定めたものではなく、右所有者たる第三

者が貨物について同条所定の犯罪行為

が行われること、または船舶が同条所定の犯罪行為の用に供せられることをあらかじめ知っており、その犯罪行為が行われた時から引きつづき右貨物または船舶を所有していた場合に、その貨物または船舶を没収できる趣旨に解すべきであつて、憲法二九条に違反しない。」と、こう言つておりまして、この悪意の程度でございますけれども、これはその供されることをあらかじめ知つておつたということ、その犯罪が行なわれたときから引き続いてその船舶を所有していたものであると、そういう場合には没収できる趣旨であ

ると、こう言っているのです、あとからあれが使われたということを知ったとかいうような場合は入らないという、そういうふうな悪意の程度を説明をいたしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 「あらかじめ」ということはどういふふうに解釈したらいいわけですか。犯罪行為が始まる前にという意味だと思いますが、そうならば

あれじゃないですか、場合によっては幫助で律することができるところもあるんじゃないですか。

○政府委員（竹内壽平君） そういう場合もあると思いますし、共同正犯になる場合もあると思います。で、事実幾つかの実例を調査してみますと、共同犯で論すべき場合が大多数じゃないかと思うのですが、その所有者が国外におったり、いろいろな事情で共犯として国内で起訴することができ

なかったといふたような実情にあるものが多いわけでございます。

○稲葉誠一君 共同正犯にしろ、教唆、補助にしろ、共犯として起訴をされている以上は、この第三者没収の規定は適用がされないわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 共犯であります場合は、起訴されております。でも、そういう事実認定ができませんならば、これは第三者じゃなくなるわけでございます。でありますから、被告人と同じ立場で、犯人以外の所有に属しない、犯人の所有だという考え方に判例もなっておるわけでございます。ただ、しかし、起訴されております。共犯者の場合につきましては、そのうちあるかどうかは審判してみないとわからないので、第三者没収の手続におきましてはこれを第三者と同じ扱いで参加の申し立てができるような道を開いているわけでございます。審判した結果、実体法上没収される立場のものでありますれば、参加をいたしましても没収という結果になるという違いが出てきますけれども、手続としましては第三者の中へ入れて処理しますのが、この手続の趣旨でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、起訴されている場合と、起訴されておらない場合と、実体法上は刑法第十九条の適用で共犯者になると、共犯者というか、その適用を受ける、だけれども、その手続はこの応急措置法の適用を受けるのだというのです、条文はそういう点ははっきりしているのですか。

○説明員(白井滋夫君) 第三者没収と一口に申ししましても、実体法上の意味と手続法上の意味と両方あるかと存じます。実体法上の意味におきましては、先ほど御指摘ございました何びとの所有関係であるかを差別しないで無差別没収と同じ意味で第三者没収と言われるわけでございますが、手続法上の場合は、被告人であるかどうかというところを中心として第三者没収——要するに、被告人以外のものでは第三者であるとか、かように手続法上は考えられるわけでございます。したがって、実体法上の第三者という概念は必ずしも相合わないわけでございます。で、実際には共同正犯あるいは補助犯でございます。当該被告事件手続におきまして被告人として起訴されておきません場合には、これは第三者になるわけでございます。この法案におきましては、第二条で「被告人以外の者(以下「第三者」という。）」というふうにして、第二条以下「第三者」という言葉を用いてございますのは、これは手続法上の意味であります。したがって、起訴されてい

ない者は、実際にはそれが犯人、共同正犯なりあるいは補助犯であつてもこの第三者に当たるといふことがこの条文で明らかにしてあるわけでございます。

○稲葉誠一君 第三者が法人である場合はどうなんでしょうか。

○説明員(白井滋夫君) 第三者が法人でございます場合も、当然にこの第三者に含まれるわけでございます。

○稲葉誠一君 第三者の中に法人が含まれるというのです、日本の刑法の

建前として法人に刑事責任能力をどういうふうに考えているわけですかね。刑法の十九條が附加刑だということ、刑だということになれば、法人も普通刑法の中で犯罪責任能力があるというふうに考へてゐるわけですか。

○説明員(白井滋夫君) 御指摘の法人に犯罪能力があるかどうかという点については、議論の分かれるところでございます。わが国の法制におきましても、法人に犯罪能力があるという学説もございしますが、これは少数説でございます。大審院以来の判例並びに学説の多数説におきましては、法人には犯罪能力はないと、かように解されております。

それと、ただいまの御質問との関係でございますが、しかし、法人に犯罪能力がないということ、法人が処罰される主体、すなわち被処罰主体になれるかどうかということとは、これは別個の問題でございます。たとえ、罰則規定におきましては法人を処罰する。一定の法人の従業者の違反行為を要件といたしまして法人を処罰するというのが特別法においてはもうむしろ通例の形になっておりまして、犯罪能力はないけれども、その従業者の違反行為を要件としてこれに刑罰を科するといふ法制が認められております。この点は、法人に犯罪能力を否定する学説も、こういう立法例はおかしいといふことを言われる方は、どの学者もそういうことはおっしゃらないわけでございます。したがって、法人の所有物を没収するといふことは、いささかも法人に犯罪能力がないということとは矛盾抵触するところはないと存するわけでございます。

○稲葉誠一君 それは現行法でそういう説明になると思うんですが、しかし、特別法で、法人が刑事責任を負うというか、処罰されるというのは、特別規定が必要なのではないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 御質問といたしましては、白井参事官からお答えしましたところからいふと、食ひ違ひになったかと思ひますが、御質問の、法人に犯罪能力がないという考え方に私も立つておるわけでございますが、それが処罰されることも、もちろん処罰の対象としては現行法上認められてゐる。そこで、処罰をする場合には特別法を要すると、これも御指摘のとおりでございます。ここで第三者の中に法人が入つておるといふ考えでございますが、第三者たる法人がその所有物を没収されるというの、刑罰として没収されるんではなくて、刑罰はあくまで被告人の刑罰でございます。第三者がなぜそういう犠牲を甘受しなければならぬかといふことになりまして、先ほど御説明したような悪意でございしますね、悪意の場合にその犠牲を甘受しなければならぬ。これは保安処分上やむを得ないことなんで、そこが憲法二十九条との関連において妥協と線として判例が示しておる解釈でございます。そういうふうに理解しておるわけで、その

場合の法人というのは、刑罰を受ける、つまり処罰をされるというのじゃなくて、処罰されるのは被告人個人なわけでございまして、その影響が第三者たる法人に及んでくるということの理論だと思つてゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 まあ大体私が考へていて求めていた答えを今刑事局長が言われたんですがね。だけれど、あなたの言われたのは、第三者に対する没収、それが保安処分的なものだといふふうにも言われるし、今法人の問題を私が出したときには、保安処分だと言われましてね。今までは保安処分だとはあな

たは言つていないですね。保安処分的というふうにいふと説明してゐますね。どうしてそういうふういふ言葉を使ひ分けるのでしょうか。ここに僕はこの没収の基本的な問題が少しもこの法案の中でも論議されてゐないような感じを受けてしょうがないのですよ。

○政府委員(竹内壽平君) 言葉があいまいに使われまして申しわけないのでありますが、第三者没収の本質は保安処分である、この私は理解しておるわけでございますが、現行法のもとにおいてそういう規定はないわけでございます。第三者没収もまさしく被告人に対する附加刑として処罰しておるわけで、現行法を改めまして、その性格をありのままの姿で規定をいたしますと、私はそれから以後におきましては、はっきりと保安処分、こういうふういふに申し上げていふと思ひますが、今、現行法のもとでは、本質はそうだが、現行法の形式ではそうでないといふので、保安処分的といふ言葉を使つたわけでございます。終始「的」と使つべきところを保安処分と申し上げたのは私の

誤りでございまして、保安処分的というふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 没収については、没収法という単独法を作るといふ考へ方は今あるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) まだ検討の過程にありまして、没収法という特別法を作るといふ考へがいろいろあるは、やはり刑法の総則の中に規定をいたしまして、刑事訴訟手続にその点を明らかにし、あるいは特別法におきまして刑事訴訟手続によつてやるわけでございますので、特殊なものについて特別法の中に手続を定める必要があるかどうか、そういうようなこととすべきをひつくるめまして検討中でございます。ただ、まあ参考になりますのは、一九五二年に西ドイツに秩序違反に関する法律という法律がございまして、これがかなり進歩した手続を定めております。これは刑法の規定ではなくて、そういう特別の規定で定めておりますが、そういうものも参考にいたしてみたいと思つております。ただいまの準備草案の中には、刑法の総則の中に、附加刑という一章を廃止しまして、没収という一章を設けておきまして、かなりたくさん条文を置いておりますので、おそらく法制審議会もそのラインで解決をはかろうとしていくのじゃないか、こういうふうに想像いたしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 私の質問は、結局、本質は保安処分だ、現行法では保安処分的なものだ、こういうふうになつてくれば、刑の場合と保安処分の場合で法律上いろいろな面が違ひができてくるのじゃないかということをお聞き

したいわけなんです、これはもうちょっとあとでお聞きします。

その前に、私もこれはもう常々疑問に思つていたのですが、被告人に対する判決ですわね、被告人に対する判決が、附加刑であつても、被告人以外の者に判決の効果が及ぶといふことは、

一体現在の訴訟原理の中にあることが考えられないのですよ。どうも建前からいっておかしいのじゃないかといふことを私は考へていたわけですが、これはそういうふうなことを最高裁の判事もどなたでしたか、言つておられますね。名前は忘れましたが、山田さんかな、どなたか言つておられますね。そこで、これはあなたのほうからいただいた三十八年一月の「刑法の没収・追徴規定の沿革、法務省刑事局」これは本田正義さんが書いたものですね。この二十一ページのまん中ごろの「第三は」というところで、「没収の効果について新たに規定をもうけたことである。」これは改正の準備草案のことを言つておられるのですが、そのあとに、「現行法の下では、没収言渡の効果が犯人以外の第三者に及ぶかどうかにかんして、又没収の効果発生時期にかんして、説が分かれていた、こう書いてあります。すなわち、没収の効果発生時期については四つくらいの説があるようですけれども、これは常識的に見ても判決言渡しがあつて確定したときに効力が発生するといふのは通説ですから、問題はないと思ひますが、その前に、現行法の下では、没収言渡の効果が犯人以外の第三者に及ぶかどうかにかんして争ひがあり、」と書いてあります。これはどういふ争ひなんでしょうか。原則と

しては及ばないのだと、だけれども例外的には及ぶのだという意味にもとれるのですがね。どういう基本的な争ひがあつて、法務省はこの法案を立案するにどういふ考へ方であつておられるのですか。

○説明員(日井滋夫君) お答えいたします。

没収の効果につきましては、非常にむずかしい問題が御指摘のとおりあるわけでございますが、沿革的に申しますと、第三者の没収といふのが認められまして、第三者の没収といふのが認められまして、昭和十六年の刑法改正であります。第三者没収が、実体法上の第三者没収が刑法に導入せられて、これと並行して特別法に第三者没収規定がたゞきん規定せられるようになったわけでございます。が、そういうように第三者の没収が規定される以前におきましては、没収の効果といふものは、先ほど来稲葉先生仰せのとおり、起訴されております当該被告人だけに及ぶ、すなわちいわゆる対人的効果、こう考へるのが通説でございまして、戦前の民事の判例でございまして、昭和十三年に大審院の民事判決がございまして、その民事判決などもそういう対人的効果説をとつておつたわけでございます。ところが、第三者没収が刑法及び特別法に数多く規定せられるようになりましてからは、むしろ没収の効果は、被告人だけに及ぶといふ対人的のものではない、起訴されてゐる被告人以外の第三者に對しても及ぶのである、いわゆる対世的效果説が非常に有力になつて参りまして、今回の立法の機縁になりました大法廷判決も、多数意見はこの対世的效果を前提にして違憲論を展開し

ておられるわけでございます。仰せのとおり、山田裁判官その他少数意見の裁判官は、稲葉先生と同じような説でございまして、対人的効果説でございまして、これは結局判例も従来の考へ方を改めて、対世的效果に改まつて参りました。そういうことでございまして、今回の立法も、大法廷判決の多数意見に従つて、対世的效果を持つてゐる、そういう前提に立つて立案いたしております。

なお、立ちましたついでに参考におし上げますと、第三者が没収は、わが国の法制のみならず、大陸法系の法制におきまして、また英米法系の法制においても、広く認められてゐるところでございますが、この効果につきましては、対入効果ではなくて対世的效果であるといふふうに解釈がされた結果、あるいはその点が明文ではつきり規定されてゐないといふわけでございまして、そういうふうには、没収の効力につきましては、日本のみならず、諸外国でも第三者没収を認めるのに伴ひまして、対人的効果説から対世的效果説に変わつて参つた、こういうふう

に言えると思つてございします。

○稲葉誠一君 対世的效果といふことになれば、第三者没収も本質的にはやはり保安処分ではなくて刑だといふ考へ方が一貫してこなくちやおかしいのじゃないですか。そこがどういふのも法務省当局の考へ方があいまいじゃないですか。対世的效果といふことになれば、対人的、被告にだけではなくて、第三者に対しても当然刑の効果が及ぶわけですから、第三者に対しても刑なんだといふことの基本に立つていかなくは筋が通らないのではないかと

と思ひますが、それを保安処分的だとかいふことになつてくると、ちよつとその点がどうもあいまいなところがある、こういうふうにも考へられるし、また、今の二つの考へ方はいづゆる次元を異にする問題なんだから、対世的效果といふことを言つて、それは一応刑とは考へられるけれども、その本質は保安処分的だといふことにするのには矛盾はないのだ、こういう考へ方をとるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) お考へごもつともございしますが、私どもは、考へ方といたしましては、効果が及ぶといふことで、すぐ及ばれた第三者が刑罰を受けてゐるのだといふ考へ方には立つていないわけで、そういう効果が第三者に及んでゐないといふことの理解は、むしろ財産権侵害との關係においてどう理解するかといふことだと思ふのでございまして、そのことがすぐ効果が及んでくるからといつて刑罰を受けてゐるのだといふ理解をせねばならぬといふふうには考へておりません。その面で、面が違ふといふふう

に理解をいたしております。

○稲葉誠一君 そうすると、附加刑といふ意味は、対人的な意味に使うわけですか。その人に対する主刑のほかに附加されるのだといふ考へ方で、第三者に対する關係で附加といふ意味とは全然別個な問題だ、こう解釈するわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 附加刑は、もちろんその被告人の主刑にあわせて附加されて科せられる刑でございまして、第三者の所有権が失われたとしても、第三者が附加刑を受けたわけじゃない、そういう意味で仰せのと

りでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、前にちよっとお話しした刑の場合と保安処分の場合とで法律的效果が違ってくるか。たとえば刑の免除の場合とか、時効の場合とか、刑が廃止になった場合とか、恩赦の場合とか、いろいろありますね。そういうような場合に、被告人に対する関係と第三者に対する関係とが分かれてきちゃうというか、別々になってしまふ関係が発生するおそれはないのですか。

○政府委員(竹内壽平君)　これは、別に没収というものを附加刑という考え方から解放いたしましたして、実体的にも没収という規定を定めておいて、その手続を定めておくということになります。これはもう被告人の刑とは切り離れて、たとえば、被告人の刑は科せられない場合がありましても没収的な手続を進めることも可能になってくると思ひますが、現行法では附加刑というこの建前をとっておりますために、今の時効の点とかそういうものは運命を共にしていくと思うのでございます。そういう法律的なつながりはあるわけでございしますが、そういうふうな理解しているわけであります。そこにこの立法の苦心も存するわけでございしますけれども、むつかしい点といえ、まあそういう点をどういうふうな理論的にも切り抜けて解決するかというところと思ひます。

○稲葉誠一君　私も、だから、その問題をいろいろいたいた資料なりあるいはその他の論文などを読んでみまして考えてみると、現行法のもとでは何かはつきりしないというか、あ

まいというか、そんなところがあるように生まれてくる感じがしてならないわけなんです。現在の段階では附加刑なんだから、そうすると、被告人に生じたいろんな消滅理由はすべて第三者にもそのまま影響があるというふうに見えていいんですか。そここのところはどうか。

○政府委員(竹内壽平君)　これは現行法のもとで附加刑という建前をとりながら違憲性を排除しようという考えでございしますために、第三者を手続の中へ参加させる場合にも、当事者という地位を与えるわけにはいきません。そこで、参加人という特殊な法律上の地位を作ったわけでございします。そして、その参加人の地位を作るとともに、二人の当事者らしいものがそこへできてくるので訴訟が遅延するという問題が起ってくる、これを防ぐにはどうしたらいいかということ、それに

はまた証拠法上の制約を当事者であればそのままかぶってくるのであります。参加人には適用しないということにしますと、参加人としても非常に不利をこうむる場合があるので、またそれを緩和するには一体どうしたらいいかといったような苦心がこの法文の中にあらわれているわけで、仰せのとおり、これを本格的に解決をしますとすつきりしないものでございします。本格的な改正を試みるということ

を前提としたしまして、とりあえず当分の間のこの違憲の状態を排除するための最小限度の手続としてこの案を考えましたものでございしますから、カバーする範囲も現在残されておる問題のすべてをカバーしておりますし、手続上もやや複雑難解になったわけでござ

いまして、私どもとしましては十分御疑念を晴らすように説明を申し上げていきたいわけでございします。

○稲葉誠一君　そうすると、第三者没収が保安処分だとすれば、被告人に生じたいろんな事由、これはまあいろいろなる事由といつても、違法阻却もあるし、責任阻却もいろいろあると思うんですけれども、それは全然第三者没収とは関係がなくて、切れてしまふということになるわけですか、あるいは、場合によっては残るんですか。たとえば対物訴訟なんかのやり方でも、被告人に対して発生した事由が第三者没収にも影響がある場合もあるんですか。そこはどうか。

○説明員(白井滋夫君)　ただいま仰せの問題は、将来の立法論として考えます場合と、現行の刑法その他の実体法を前提として考えます場合と、考え方が――考え方と申しますか、この解釈、そういうものが違ってくると思うのでございします。将来の第三者没収というものを名実ともに保安処分あるいは保安処分的な制度と規定いたしますならば、そういう実体法になります。仰せのように、手続法は対人訴訟というふうな形になります。被告人に対するたとえば被告人の死亡とか、あるいは被告人について公訴が時効を完成したというふうな訴訟要件を欠く場合においても、そのものの自体が将来また再び犯行に使われるおそれがあるというふうな場合には、再犯の防止、こういう保安処分的な目的から、対物訴訟によってそれを没収でき

るようにするのが適当な方法であらう、かように存するわけでございしま

す。これは、あくまで現在の実体法の附加刑であることから解放いたしましたして、名実ともに保安処分として規定した場合の立法論でございします。現在の法制においては、実体法は、刑法は没収を附加刑として規定しております。実質的には保安処分的な没収も規定されておるが、形式的には附加刑であるというのが現在の法制の姿でございします。それを前提にいたしますならば、あくまで特定の人が被告人として起訴されまして、当該被告事件手続においてその起訴された人について有罪になりまして、しかも主刑が言い渡される、それに附加して没収が言い渡されなければならぬわけでございします。御指摘の訴訟要件を欠いたような場合、たとえば公訴棄却とか、免訴にするような場合がございしますれば、どうしても没収の言い渡しもできない、そういうことになるわけでござい

ます。

○稲葉誠一君　そういう場合にも保安処分的な要素が濃くなければ困るというならば、没収の効果が及ぶように応急措置法の中に立法しようと思ひます。できたのじゃないのですか。それをやらなかったのはどういうわけなんですか。

○政府委員(竹内壽平君)　それは、仰せのとおりでございします。しかし、それをやりますためには、準備草案の条文をごらんいただいてもわかりますように、まあ実体法の面でも相当な条文をそこへ作り足さなければなりませんし、それに照応した手続法を定めるといふことになりました。これは私どものほうとしましては非常な大事業になつてしまふ。とうていこの違憲判決の応急

措置としましては、仕事が大き過ぎまして短期間にできないわけでございまして、そこで、そういうふうな将来直すことを前提としてどうあえすの処置――各庁の第三者没収の裁判の実況等も可能な限り調べましたが、わずかに半年や幾らの調査でございまして、推測も十分ではありませんが、それから見まして、必要にして最小限度のもの――あるものは罰せざるを得ないのでありますけれども、必要にして最小限度のもの、特に私が留意をいたしましたのは、この国会に麻薬法の罰則強化を目的とした法律案が係属しているわけで、この罰則が非常に強化されているにもかかわらず、肝心の麻薬がこの手続がございしませんために没収不可能というふうな問題が越えてくるというのでは、これは文字どおりかご抜、底抜けのことになってしまひますので、事件もそれが一番多いのでございします。そういう問題だけでも解決がされないようでは、まことに事務当局としまして申しわけないことでありますので、そういう点を考えまして、不満ではございしますけれども、最小限度のものとして緊急立案した、こういうことで、仰せのような趣旨はよくわかっておりましたけれども、そこまで手が届きにくかった、こういうふう

に思っているわけでございします。

○後藤義隆君　関連してちよっとお聞きしますが、刑が時効によって消滅した場合に、附加刑の没収はどうなりますか。

○政府委員(竹内壽平君)　もちろん附加刑も言い渡しができないわけでございします。

○後藤義隆君　いや、公訴時効でなし

に、刑の時効です。

○政府委員(竹内壽平君) もちろんそれは刑の時効でございますれば、当然だめでございます。

○後藤義隆君 没収をまだ執行しないうちに刑の時効にかかった場合、公訴時効でなしに判決確定後に逃亡か何かしておいて刑を執行しない、また、したがって、第三者でもあるいは被告の場合でもかまいませんが、没収もまだ執行しないうちに刑の時効にかかった場合には、どうなっておりますか。

○説明員(白井滋夫君) お答えいたします。

現行刑法の三十二条の五号によりまして没収についての時効は一年になつておりますので、ただいま御指摘の死刑について執行ができないような場合でございますけれども、物がありますので、それより先に執行ができますれば時効が完成いたします。しかし、何らかの事情で執行ができない場合には、確定後一年で時効が完成いたします。

○稲葉誠一君 今の後藤さんから質問した点に関連するのですけれども、没収は、これはわかり切ったことですが、没収できるのが建前だと思ふのです。が、押収していても没収ができるという法制もあるのじゃないですか。

○説明員(白井滋夫君) 没収の言い渡しができるのは押収中の物についてだけであるかどうかという点については、外国の法制等もいろいろございまして、わが現行法制の解釈といひましては、没収の言い渡しができますのは、現に裁判所なり検察庁で押

収中の物のみならず、押収されていぬ物についても没収の言い渡しができると、こういう解釈が最高裁判例によつてとられております。

○稲葉誠一君 ここで没収のこの法の規定の仕方、ことに範囲の問題ですね、それは、日本の法制では少し広過ぎるのじゃないですか、外国と比べて。ことにドイツなんか非常に狭く解釈しているのじゃないですか、押収できる物を。たとえば組成物件と供用物件というふうなものに限るとか、こういうきめ方をしているの、日本のやつは非常に広いのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 没収の範囲でございますが、これは資料にも差し上げてありますように、沿革を見ますとだんだん広がっているわけでございますが、広がったのもありますし、あるいはその解釈ですでに確立しておるものを法文に明確にしたというのもございます。今度の準備草案におきましては、さらにまたこれを観念的に分けてはつきりしておるということ、諸外国に比べては私も詳しいことは存じませんが、白井参事官から御説明をいたします。

○説明員(白井滋夫君) 英米法系の没収の法制と大陸法系の没収の法制とはかなり違つておるわけでございますが、わが国の建前はドイツ、フランス等の大陸法系の制度と同じような立て方をしておるわけでございます。

没収できます物件の範囲については、たとえばドイツ法と比べますと、ドイツ法では犯罪行為の組成物件という概念を認めていないわけでございます。この点では組成物件を認めるのが刑法のほうが若干表面的には広いわけ

でございますが、ドイツ法におきまして解釈をいたしまして組成物件というのを認めないのは、組成物件に属するものは、供用物件、産出物件のいずれかに含まれてしまふ、したがって、組成物件という概念を認める必要がないのだ、こういう考え方がとられておるわけでございます。組成物件という概念を認めておきますのは、フランスとかベルギーとか、いわゆるフランス法系の刑法の諸国においてでありまして、この点についてはこの没収規定は組成物件を認めたという限度では、フランス法系の影響があるのではないかと考えられるわけでございます。

一般的に申しまして、第三者没収をわが国の法制は非帯に広く認めておるかと思ふと、第三者没収を非帯に広く認めている傾向にある、だんだんそれを拡充している傾向にある、ドイツ、フランスその他大陸法系の諸国においても、またアメリカの連邦法や各州の制定法におきましても、保安的な見地から第三者没収を次第に広く認めつつあるということが言えると思ふ。

それから第三者の悪意とか過失とかいう点でございますけれども、この点では日本の判例はむしろ狭いのでございまして、先ほど来の問題になりまして、事前の悪意という点にしばつております。これは日本の判例が一番狭いと考えられるわけでございます。ドイツやアメリカの判例、学説は、第三者に過失があつてもいい、過失の場合でも没収できるというふうな解釈、さらにアメリカでは過失がなくともいいという一部の判例さえあるように

ございまして、そういう点ではむしろわが国の判例によつて認められる第三者没収の範囲は狭いと、かように言えると思ふのであります。

○稲葉誠一君 日本の刑法は、「犯人以外ノ者ニ属セサルトキ」二十九条の二項の本文で規定しております。この規定の仕方は世界の立法ではあまりないので、たとえばドイツなどは、その物は正犯または共犯に属することが必要だ、フランス刑法であつても、犯人の所有に属することが必要だ、そういう形をとつて、その面においてヨーロッパの刑法の没収の仕方は、わが国がずっと範囲が狭いのじゃないですか。日本はその点はずっと広がつてくるのじゃないですか。そういう意味から、この没収の規定は刑法の改正の中で論議すべきことでしようけれども、応急措置の中でももう少し論議してもいいんじゃないですか。その点はどうなつておるのですか。

○説明員(白井滋夫君) お答えいたします。

ただいま御指摘のように、ドイツ現行刑法の四十条におきましては、仰せのとおり、正犯または共犯に属する場合に限つて没収できるという規定になつております。しかし、これは総則規定であつて、刑法の各則規定には数多く第三者没収を認めた規定が日本の刑法以上に広くございまして、それから日本の関税法に相当するライヒ租税法、それから特別法の運用において、非帯に広く第三者没収を認めております。それからフランスにおいても同様であり、刑法の総則規定自体から見ると非帯に狭いが、各則規定あるいは特別法には日本と同程度にあるいは

むしろそれよりも多くと言つてもいいくらいに第三者没収が規定されておるわけでございます。

○稲葉誠一君 日本の第三者没収制度は、これはまあ外国と比べて法の建前が違ふし、歴史的事情があるから、一が、昭和十六年という戦争中の問題、ことに戦争遂行に関連して第三者没収の制度が認められてきたというふうな考えられる。昭和十六年の刑法の改正でなせ第三者没収というものが基本的に認められるようになってきたのですか。

○政府委員(竹内壽平君) この点は、資料として十分なものを持っておりませんけれども、あのときの改正を見ますと、臨戦体制ということで作られた刑法の規定ももちろんありますが、その改正の際に、従来懸案となつておりました諸外国の立法例を導入したいというあれもありまして、あのときの改正は両方の趣旨が含まれておつたように思ふのでございまして、この第三者没収の規定などは、むしろ戦争目的に役立たせようということで作つたのじゃないかと、すでにそれより前に日本に紹介されておりました第三者没収の制度というものを日本刑法に取り入れたという考え方、そういう意味の補正であつたというふうな思ふのでございまして。このことは、手続も設けずこういう規定を導入したことはやや問題でございますが、現行のフランス法などは、やはり手続法の面では、西ドイツを除きますと、まだ旧態依然でございまして、日本と同じような程度になつておりますので、当時の導入をしました政府当局者の考え方が必ずしも

けしからぬというわけには参りませんが、やはり大竹武七郎さんは、この資料の中にも書いておきました、あの当時、手続がないことについて差しつかえないことを言っておきますのは、多少そういうことが問題にされたことがうかがわれるわけでございます。

○稲葉誠一君 戦時刑事特別法ができたのはいつでしたか。それと一緒に第三者没収の制度というものができてきたんじゃないですか。だから、結局、そういうふうな日本の戦争との関連で没収制度を広げて、ことに禁輸の物資とか何とかをほとんど没収して、広げて戦争目的に役立たせようという形ができてきて、それが戦後も、まあ内容はちよつと変わっているが、考え方は違ひにしても、これがずっと広がつてきて慣性で来ているんじゃないですか。あの戦時刑事法は十八年でしたか……。

○説明員(白井滋夫君) お答えいたします。昭和十六年の刑法改正は、刑法十九条あるいは十九条の二という没収追徴に関する件で改正だけではございまして、明治四十年に刑法がございましてから現在まで、戦前戦後数回にわたつて重要な改正が行なわれておりますけれども、その中で最も広範な改正が行なわれたのが昭和十六年の刑法改正でございます。これはどういう事情でそういう刑法の改正が行なわれたかと申しますと、御案内の戦前に行なわれました刑法改正事業の所産であるところの改正刑法仮案が昭和十五年に一応脱稿いたしました、ただ戦時中の事情でございまして、ただ戦時中正事業を引き続いて行ない得ないとい

うようなところから、その改正刑法仮案をもとにいたしまして最初限の必要な措置を講じたのが昭和十六年の刑法の一部改正でございます。その改正条文も総則、各則にわたつて相当数の条文に上つております。十九条の二項に但し書きとして第三者が情を知つて取得したという第三者没収制度が導入されました。改正刑法仮案、これは、御案内のとおり、昭和の初めから十数年かかって昭和十五年に一応の脱稿を見たわけでございまして、十数年にわたる審議の結果でございました仮案の五十二条二項但し書き、これをそのまゝ十九条二項但し書きとして加えたわけでございまして、そういう事情から見て、御指摘の戦時中の臨戦体制というふうな、戦時刑事特別法的な性格のものとはかなり性格を異にする改正であったのではないかと、かように推察されるわけであります。

○稲葉誠一君 今刑事局長が言われた昭和十六年の刑法改正で第三者没収の制度ができたときに、国会の中で、第三者没収の制度はできたけれども、手続がきめてないというところで論議がなされた。これは、この改正で手続がきめてないというところを論議した。これは、この改正で手続がきめてないというところを論議した。これは、この改正で手続がきめてないというところを論議した。

○政府委員(竹内壽平君) 先ほど申しましたように、完全なものはもとより私どもも持ち合わせておりませんが、できるだけ集めて、これもお手元に差し上げてある「沿革」の中の十ページ以下のところは若干それに触れたところがあるかと思いますが、御一読願えればしあわせでございます。なお、私が議論があつたということをお申ししたのは、国会で議論があつたという意味でなくて、立案当局あるいは学者の間で議論があつたということとございまして、むしろ帝国議会の速記録を見てもらいましたのですが、それによりますと、国会では全然議論はなかつたようでございます。もう一つ、今になつて結果論でございますけれども、憲法第三十一条のよ

うなデュー・プロセスの規定が帝国憲法にはありませんし、そういうたようなことで、そういうふうに通正手続というふうなことはそんなに強く言わない。むしろ財産権侵害との関係で理解をしておつたようでございます。

○稲葉誠一君 今の点は、この法案の最初のところの出発点ですから、私のほうでも少しどういふ議論があつたのかを今度の法案審議の関係で少し研究してみたい、こう思つております。そこで、きょうは時間がありませんで、最後のところをお聞きしたいのですが、法案の内容についてはゆつくり日を改めて聞きたいと思つたのです。が、法案として私の疑問に思ふのは、まだ、よく読んでいませんけれども、手続の問題ですね、もちろん、それから補償の問題とか、それから十三条の問題とかいろいろありますが、それは別として、「法律時報」に鈴木義男というあなたのほうの刑事局の方が書

いておるのですが、六十四ページですが、「刑事裁判の実務は、没収の裁判の効果が第三者にも及ぶという考え方(対世的効力)」を前提にしていたが、「法の適正手続」を保障する憲法第三十一条との関係で問題とされることは必ずであつた、こう書いてあるのです。ね。そうすると、法務省は、憲法三十一条との関係で、前の関税法違反の問題や何か起きたときに、これは当然憲法違反の問題が起きるのだということに必至だといふふうにお考えになつていたように思ふのです。それはそれでいいと思ふのです。それなのに、あなた方は最高裁の裁判のときに、いやそれは憲法違反じゃないと

言つて主張しておるのです。検察官は、それは法務省当局の考え方としておかしいのじゃないですか。これは私のかよの最後の疑問で質問ですがね。

○政府委員(竹内壽平君) これは、検察官の立場は、現行法を不可能のものまでも合法であるといふような言い方をもちろん検察官はすべきではございせんが、一応判例の支配してございす限りにおきましては、合法という一応線が出ておるわけです。これは昭和三十三年の判決で一応合憲ということになつております。そこで、その理論をふんまきまして、合憲であるという主張をされたものと思つたのでございすが、それはそれなりに一つの行き方だと思ひます。しかし、事務当局の私どもとしましては、それはまた別個にこの判例の動き方というふうなものに絶えず注視をしないければならぬので、ことに、三十五年十月十九日の大法廷は、合憲としたものの、

中の判事の構成等を見ますと、八対七というところで合憲とされたわけで、七人の判事さんはそれに異論を唱えたわけでございまして、その中の二人はさらに今度の判決のような非常に強い線を打ち出してございまして、この判事さん方がやがて退官をされたり何かして変動があるであらうということも判事局長としましてはにらんでいなければなりません。そういうような趨勢を見て、これはあぶないぞ、研究しておかなくちゃいかんというふうな考え方でも事務当局としては現実の問題として研究しておつたのでございまして、その間の事情を鈴木義男君が書かれたと思うのでございまして、これは内部のこととございまして、お氣にとまりました点をむしろ私は感謝しておりますのでございまして、われわれとしては努力をして参つたわけでござい

ます。

○稲葉誠一君 刑事局長の答弁も、非常にいい答弁です、考え方によつては苦しい答弁だと、いろいろ人によつては解釈できると思ふんですが、そんなら、「第三二条との関係で問題とされることは必至であつた。」というなら、今度の関税法違反のときに、当然最高検は、今度の被告人のほうの上告趣意書の中に憲法違反が出ておるんですから、これは憲法違反だと認めるというふうなそういうフェアな態度をとつたら僕はよかつたと思ふし、かりにそれが確定すれば、非常上告という制度もあるわけでしよう。そういうふうな形でやつていけることが当然考えられるわけでございまして、だから、あなたの方のほうでも、第三者没収という制度は実

はきめてないんだ、これは特にデュー・プロセスの三十一条との関係で問題なんだということから相当考えられておられたと、論文はそうとれるんですよね。おそらく刑事局の中でもそういう議論が出たはずですよ。それなら、そういう態度をもつとあっさりとられたらよかったんじゃないですか。相も交わらず、そうじゃないそうじゃないと言つて、何でもかんでも被告人の言うことに反対していく態度をとつていたような印象を与えるんです。もちろん、前の関税法違反のときの憲法違反かどうかというこの判決のときの考え方などでは、実体に入るよりも、むしろ上告の利益があるかないかの問題、これが中心となつていたわけですね。今度の場合は、どうも第三者が黙つておるのに、第三者にかつたような形で被告人が憲法違反だと主張しているわけですね。その点でそういう利益があるかないかというところで議論があつたと思ひますけれども、「憲法第三一条との関係で問題とされることは必至であつた」と法務省の刑事局が考へてゐるなら、そういう態度をもつとフェアに前もつてとるべきだつたと思ふのです。内部で議論したことはあるのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 内輪を御指摘になりましたので、内輪を申し上げざるを得ないわけでございますが、必至であるという言ひ方をしましたのは私でございまして、みんなに動いてもらうためにはそういうふうに強く申す必要があつたわけでございますが、同時に、それは内部の、ほんとうに内部のことでございます。しかし、検察庁に対する関係におきましては、

三十五年の判決の八人の方は合憲であるという立場をとりましたが、残りの七人の中の五人の方は多数意見に反対ではありますけれども、証人としてその第三者を喚問する手続をとつてそして弁解の機会を与えるようにすれば、手続がなくても違憲と言ひわけにはいかないというふうに述べておられるわけでありまして、そこで、八人と五人を寄せますと十三人の方がその手続までやればよいということでありまして、私どもとしては、その判決が出た直後に直ちに通牒を出しまして、第三者のものを没収するというような問題が起つてきた場合には、必ずその第三者を検察官側から証人に申請して意見、弁解の機会を与えるようにということ、すべてそういう手続をとつてもらつておるわけでございます。しかし、それと同時に、たつた二人ではありますけれども、手続がない以上はだめだというこの意見がだんだん成長発達していく可能性のあることを察知いたしまして、それで、先ほど申したように、大いに勉強してもらふ意味で必至だという言ひ方を私使つたと思ひますが、皆さんに研究していただいたわけでございます。その間のあれは、検察官がそういう態度をとらなかつたことにつきましては、この三十五年の判決の中で十三人まではその手続をとればよいという考えであつたわけでございます。ところが、昨年の判決は、その手続を踏んでない事件について起こつたわけでございます。三十五年以後におきましては、そういうものはすべて今日になりますれば違憲でございますけれども、検察官としては三十五年の判決の精神に従つてすべ

て証人として尋問をしていただいてそして弁解の機会を与えるような処置をとつてきておるわけでございます。○稲葉誠一君 一応きょうはこの程度で終わります。

○委員長(島島徳次郎君) それでは、一時間ほど休憩いたしまして、午後は本案並びに調査事項の質疑を続行いたします。

午後零時三十分休憩

午後零時三十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(島島徳次郎君) それでは、ただいまより委員会を再開いたします。

これより検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

稲葉君から発言を求められておりますので、これを許します。

○稲葉誠一君 これからお聞きするの、今東京都の知事選挙の違反があり、それはまあ千葉県知事選挙の違反がリハサルだとかなんと言われたいのですが、その千葉の知事選挙にもからみ、東京都知事選挙にもからみ、その基本となつておる非常な疑惑に包まれておる千葉の工業大学の事件、これはまた肥後亨その他が関係しておるのですが、きょうは詳しいこと聞きませんで、検察庁に対してどういふ告訴があつたとか告訴があつたとか、それに対してどういふ結論が下されて、それに対するたとえば不服の申し立てとか、いろいろあると思ひますが、どうなつてゐるのか、それから今刑事裁判にかかつてゐるものがあればどういふのがかかつてゐるかとか、この程度のことだけをお聞きをしておきます。

○政府委員(竹内壽平君) 千葉工業大学の問題につきましては、非常に複雑な様相を呈しておりますが、今お尋ねのように、この大学に関連して刑事の問題、民事の問題、それから検察審査会の問題等が派生しておるわけでございます。告訴、告訴につきましても合計七件出ておまして、一件が未済になつております。それから民事につきましても、聞くとところによりまして、三件出されておるようでございます。それから告訴事件の不起訴になりましたもの二件について検察審査会に不服の申し立てがなされましたが、その間に千葉の検察審査会の事務局長に對しまして有利な処分が出るようにという趣旨の贈収賄関係がそこに発生いたしまして、これは現在東京地検において取り調べ、公判請求になつて、ただいま公判に係属中でありまして、まあこう申し上げただけでは何のことかさっぱりわかりませんのでございまして、やや中身に入りましてごうあらましの、やや中身に入りましてごうあらましの、千葉工大につきましては、昭和二十五年から三十四年ごろまで川崎理事長を中心としてかなり信頼のあるりっぱな大学として育ててきたようございまして、この川崎理事長のもとに坂本という方がおりまして、この人と理事長との間に意見が食い違ふことが起つて参りまして、これがきっかけとなりまして、昭和三十四年から五年にかけまして紛争に紛争を重ねたわけでございます。

それで、その坂本氏が理事長のもとを離れまして、同窓会のグループの青木派と稱してゐるグループの中に入つたわけでございます。この青木派の中におります豊田という者が、川崎理事長及びその下で働いております佐久間を相手にとりまして背任横領というような告発を出す、こういうことが事の起りになっております。

そして、川崎派におきましては、その間に問題の人肥後亨にこれが解決策を依頼した模様でございまして、この肥後がその段階から現れて参りまして、まず、反対派である青木派の人たちを、あるいは証人、あるいは理事長にいろいろ迫つた事柄をとらえて脅迫というような告発をしておるのでございます。そうこうするうちに、この肥後亨なる者が、だんだん横着といひますか、勝手なふるまいをするようになりまして、所きらわすの告訴、告発をし出したわけでございます。川崎派に頼まれて入つてきたのに、今度は逆に川崎派の者を背任とか横領とかいふことで告発をする、こういうようなことになって参りまして、全く調停どころではない、新たな波紋がそこに越つてきたのでございまして、その間に自民党の当時幹事長でございした川島正次郎氏を仲間に入れることによつて問題の解決をはかうといふことになって参りましたわけでございます。紆余曲折を経ました結果、川島氏が理事長になりまして、青木派、川崎派ももう大体おさまつてきたわけでございますが、その間に肥後亨だけはつまみ出されたような格好になりまして、不満であるということが残つておるようでございます。それから当初川崎理事長のもとで働いてその後川崎氏から離れた坂本なる者も、問題を起

の程度のことだけをお聞きをしておきます。

した張本人ということでありました。しょうか、これも解決後の仲間からははざされるということになりまして、この方が不満な状態で残っておる、これが現状のようでございます。

肥後につきましては、理事を退任することのまあ手切れ金のような意味におきまして三百数十万円の金を正式に支出したのでございますが、この事実をとらえまして、坂本氏が、その行為は背任行為であるということと告訴をしております。この最後の告訴が現在千葉地検において取り調べ中でございますし、それまでに出されませんでした合計六件の告訴、告訴は、円満示談が成立した時期と相前後いたしましたし、昭和三十五年の三月、五月、十一月と三回にわたってそれぞれ不告訴処分になっておりますが、中身は、嫌疑不十分になったものもありまして、一部は起訴猶予になったものもあるわけでございます。

概況は以上のとおりでございます。○稲葉誠一君 そのいつ幾日だれがそれを告訴した、どういふ嫌疑で告訴した、その結果はどうなったかと、それだけでいいですから、一つ二つに分けてひとつ説明を願いたいと思うのです。

それから最後に言われた三百数十万を肥後にやったということが責任だというので告訴されておるといふのは、告訴されておる人はだれですか。

政府委員(竹内壽平君) 告訴の日時がちょっと報告にございませんでわかりませんが、事件の処分の月日に従いまして申し上げますと、昭和三十五年三月三十日に不告訴処分をいたしました証告と脅迫の事件につきましては、

告訴人は肥後亭でありまして、被告訴人は豊田耗作外一名、これが証告事件であります。脅迫事件は、肥後亭が告訴人でありまして、被告訴人は青木運之助外五名の先ほど申し上げました青木派の連中でございます。

それから三十五年五月十八日に不告訴処分になりました業務上横領、背任の事件は、告訴人は肥後亭でありまして、被告訴人は坂本重威外二名でございます。

それから同年十一月二十九日不告訴処分になりましたのは、告訴事件としては三件になっておるのでございますが、そのうちの二件は同一事実についておりますので、合して処分されておりますが、そのうちの一つは有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、業務上横領というので川崎守之助外一名が被告訴人でありまして、告訴人は坂本重威外一名、こういうことになっております。それからもう一つは、業務上横領、背任でございますが、豊田耗作、肥後亭——これ

は二つの事件が一緒になっておりますが、十四名の告訴にかかるといふので、被告訴人は川崎守之助外一名でございます。

それで、大体六件の事件が処理されたわけでございますが、最後の未済になつております一件が、これははっきりわかりませんが、告訴の受理は三十七年七月二十日でございます。告訴人は坂本重威、代理人弁護士は津田勝三氏であります。被告訴人は川島正次郎氏及び小沢久太郎氏、この両名でございます。罪名は背任でございます。先ほど申しましたように、解決のために肥後亭に三百数十万円を贈与すると

いう決議をして、大学保管の金の中から、その金を肥後亭に渡した行為を目しまして背任である、こういうふうなことを犯してございまして、

○稲葉誠一君 今のあとのほうの事件についてはいづれ別の機会にお尋ねするわけですが、その金を渡した趣旨、これはいろいろ争いがあつたかとも思うのですが、それは今の段階で法務省にはわかつていますか。

○政府委員(竹内壽平君) まだこれは受理報告をいただいておりますのでして、中身はわかつておりません。

○稲葉誠一君 それから検察審査会の事務局長の天野徳重、これが収賄で起訴され、贈賄が三名東京地裁に係属中ですね。これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、先ほど申し上げました告訴事件の三十五年十一月二十九日に三件を不告訴にしておりますが、この三件につきまして肥後が検察審査会に事件を持ち出したわけでございまして。その起訴状によりますると、肥後が、三十六年の五月、審査会の事務局に接室におきまして、事務局長でありました天野徳重に対して、事件の審査にあつて有利な取り計らいを受けたという趣旨で現金十

万円を供与した、それが第一の事実でございますが、さらに、先ほどの理事長の川崎守之助氏と肥後亭及び内出周作、この三人が共謀しまして、同年の五月十八日ごろ、東京中央区日本橋所在の川崎定徳株式会社接室において、天野事務局長に対して同じ趣旨で現金十万円をやつた、さらに、六月七日に、料亭の若まつ、これは港区芝宮本町であります、この若まつ亭にお

きまして、やはり天野に対して同趣旨で現金十万円を供与した、こういうことが天野の職務に關して収賄した、こういうことになるわけでありまして、他の被告たちはこれに同趣旨のもとに贈賄した、こういう事件でございます。

○稲葉誠一君 この天野という人は、裁判所の職員ですか。

○政府委員(竹内壽平君) さようでございまして。

○稲葉誠一君 これは、贈賄者が三名で、収賄が一名ですね。贈賄者はだれとだれでしたか、三名は。

○政府委員(竹内壽平君) 贈賄者は川崎守之助、肥後亭、内出周作、この三人が贈賄者、収賄者が天野徳重であります。

○稲葉誠一君 その事件は、今、東京地裁の刑事三部に係属しているわけですね。今度、ある人が二人証人として、肥後亭に關連する事件というか、それに關連する証人として、お二人の方々が証人として喚問をされておる。こういう事実は法務省ではお調べになっておられますか。

○政府委員(竹内壽平君) 自身は存じておりませんが、調べればすぐわかることとございまして、ただいまの階段では存じておりません。

○稲葉誠一君 六月二十五日に、私の調べた範囲では、証人として川島正次郎氏、前の千葉の地検の検事正の某、このお二人がその事件の証人として東京地裁刑事三部安村裁判長掛に証人として召喚を受けているという事実があるわけですね。あなたの方でも、事実があるかないか、調べてくれませんか。それでは、私は、この事件はついで

はきょうはこの程度にしておきます。詳しいことはきょうは聞きません。ただ、この事件に關連をして、千葉の地検で背任の告訴が出ていますね、今の川島正次郎氏が被告訴人の。これらに対する調べもまだ十分どころまでいっておらないようですね、それから検察審査会の不告訴の決定、これはまあ起訴猶予のものとかそれから嫌疑なしのものとかありますが、ことに理事会の招集権限をめぐつての文書偽造の問題、これがありますね。これに対しては検察審査会の不告訴決定に対する不服申し立てですか。昔のいわゆる検察官の処分に対する抗告ですね、今は不服申し立てですか、これが東京高検へ係属しているわけですね。これらの調べもまだその後発展しておらないようですね。その他これに關連する事件は相当あるわけだと思つて。それから東京不動産信用金庫に關連する問題がこの事件とからみ合つてくると思うんですが、これについての調べがどういふふうになっているか、こういう問題は、きょうでなくしていいですから、これは非常に重要な問題であります、日本の政界に対する大きな影響を及ぼす事件になつていく可能性があるので、すから、今後ずっとお聞きしますから、よく調べていただきたいと思います。

きょうは、この点についてはこの程度にしておきます。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をとめて。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ

ておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二分散会

昭和三十八年六月二十七日印刷

昭和三十八年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局